

令和7年度第2回狛江市総合教育会議会議録

- 日 時 令和8年2月9日（月）11:15～12:30
- 場 所 狛江市防災センター4階会議室
- 出席者 会長 松原 俊雄（市長）
委員 柏原 聖子（教育長）
齊藤 茂好、小川 敦子、森 昌子（教育委員）
- 事務局 高橋 良典（企画財政部長）、富田 泰（子ども家庭部長）
波瀬 公一（教育部長）、鈴庄 美苗（教育政策監）
松倉 淳之介（教育部理事兼指導室長）、上田 智弘（教育部調整担当理事）
浅井 信治（学校教育課長）、中村 貞夫（教育支援課長）
金築 宏美（社会教育課長）、瀧川 直樹（公民館長）
柳田 裕司（統括指導主事）
- 欠席者 佐伯 英徳（教育委員）
- 議 事 ○議事説明
・ 議事の概要
・ 出席者紹介
○協議・調整事項
（1）狛江市いじめ防止基本方針（案）について
（2）学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性（案）
について
○報告事項
（1）令和8年度当初予算案（教育関連）について
（2）狛江市子どもの権利条例の制定について
（3）狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について
（4）学校におけるネットワークアセスメントの実施等について
（5）狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に
ついて
（6）狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて
（7）こまえみらいテラスの開館後の状況について
（8）国立科学博物館特別展 関連 NHK 文化講演会
『「大絶滅展－生命史のビッグファイブー」の見どころ
～狛江で発見！世界最古のステラーダイカイギュウ～』の開催結果につ

いて

資 料

資料1 令和7年度第2回狛江市総合教育会議委員名簿

資料2 狛江市いじめ防止基本方針（案）

資料3 学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性（案）

資料4 令和8年度会計別予算規模・教育子育て関連予算概要

資料5 狛江市子どもの権利条例

資料6 狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について

資料7 学校におけるネットワークアセスメントの実施等について

資料8 狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

資料9 狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて（答申）

市 長

これより、令和7年度第2回狛江市総合教育会議を開会します。会議に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

年が明けはや1箇月が経過しました。先週の土曜日、日曜日には狛江市にも積雪がありました。寒く乾燥した日が続き、狛江市内の小中学校ではインフルエンザ等の感染症による学級閉鎖が相次いでいます。子どもたちが安心して健やかに生活できる教育環境を引き続き支えていきたいと思えます。

さて、昨年11月には、待望の「こまえみらいテラス」がオープンしました。日の光が差し込む明るく暖かな空間で、多くの市民が利用している様子を見ることができています。スタディコーナーや児童図書コーナー、団体活動ができる様々な機能を持つ部屋などが整備され、新たに中高生の居場所としてティーンズルームも設置されました。まちのにぎわいの創出と文化の醸成を図る、多世代が集いつながる学びの交流拠点として、今後の活用の広がりに期待しているところです。

また、本日の議題にもある「狛江市子どもの権利条例」が制定され、本年4月1日から施行されます。本条例を中心に、子どもの権利が守られ、全ての子どもたちが幸せに暮らせるまちを目指して、子育て施策の更なる充実を図ってまいります。狛江の子どもたちが伸び伸びと過ごしていける環境づくりに、教育委員会の皆様にも、御協力、御支援、御参加をお願いします。

来週末からは本市議会第1回定例会が招集され、来月には予算特別委員会が開催されます。

教育関連では、既に着工されている新図書館の新築工事や市民総合体育館の大規模改修工事の予算審議があり、来年度の開設、再開が予定されています。後ほど企画財政部長から予算案の概要について報告がありますが、令和8年度は新たに策定された後期基本計画の2年目に当たり、計画に沿って着実に事業を推進してまいります。

また、第4期教育振興基本計画も2年目に当たります。新年度を迎えるに当たっては、予算編成に注力するとともに、これら各計画が整合性を保ちつつ、各所管部署が横断的に連携して各施策を進めていけるよう、各部署の取組を見守ると同時に、柔軟かつ適宜・適切に指示をしてまいりたいと考えています。

総合教育会議は、教育行政の課題や目指すべき姿について、市と教育委員会が共有し、連携して、どのように進めていくのかを考えていく場です。本日も協議事項や報告事項が多岐にわたっています。刻々と社会情勢が変化し、教育を取り巻く多種多様な課題に対応していかなければならない中で、市長部局と教育委員会が、しっかり連携しながら、私の信条としている「人にやさしいまちづくり」を進めてまいりたいと思いますので、本日も忌憚ない御意見をいただくとともに、引き続き、御理解・御協力の程よろしく願います。

それでは、これより会議を開会します。はじめに、本日の議事及び出席者について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長　まず、本日の議事は、協議・調整事項が2件、報告事項が6件、追加報告事項が2件になります。

協議・調整事項は、(1) 狛江市いじめ防止基本方針(案)について、(2) 学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性(案)について、協議し、承認を求めるものです。

報告事項は、市長部局より、(1) 令和8年度当初予算案(教育関連)について、(2) 狛江市子どもの権利条例の制定について、教育委員会より、(3) 狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について、(4) 学校におけるネットワークアセスメントの実施等について、(5) 狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、(6) 狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて、報告するものです。また、最後に追加報告として、(7) こまえみらいテラスの開館後の状況について、(8) 国立科学博物館特別展 関連 NHK 文化講演会『「大絶滅展－生命史のビッグフアイブー」の見どころ～狛江で発見！世界最古のステラードイカイギウ～』の開催結果について、教育委員会より報告します。

次に、本日の出席者は会長として、松原市長。委員として、柏原教育長、教育委員である斉藤委員、佐伯委員、小川委員、森委員になります。なお、佐伯委員は本日欠席となります。

事務局は、市長部局より、高橋企画財政部長、富田子ども家庭部長。教育委員会より、波瀬教育部長、鈴庄教育政策監、松倉教育部理事兼指導室長、上田調整担当理事、中村教育支援課長、金築社会教育課長、瀧川公民館長、柳田統括指導主事、また、学校教育課長の浅井が出席しています。

市　長　事務局の説明が終わりましたので、議事日程に従って、議事を進めます。協

議・調整事項（１）「狛江市いじめ防止基本方針（案）について」、事務局から説明をお願いします。

指導室長 本件は、平成 29 年 9 月に策定した「狛江市いじめ防止基本方針」について、教育委員会では、生徒指導提要の改定等の国の動きや、ネットいじめの状況等も踏まえ、市や教育委員会、学校が一体となって、より一層実効性を高め、いじめ防止に取り組むために見直しを図ることとし、狛江市いじめ問題対策委員会に諮問し、改定案を検討してまいりました。

令和 8 年 2 月 2 日付で、狛江市いじめ問題対策委員会委員長から、狛江市いじめ防止基本方針（案）として改定案の答申をいただきました。この改定案について、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、狛江市並びに狛江市教育委員会としての「いじめ防止基本方針」となりますので、総合教育会議において協議し、承認を求めるものです。

また、本改定に当たっては、同委員会での協議に加え、校長会や副校長会、生活指導主任会において、様々な御意見をいただきました。

加えて、狛江市立小中学校の児童会や生徒会を中心として、ネットいじめを含む、いじめの認識や援助希求行動、いわゆる助けを求める行動等を児童・生徒が出したときに、大人がどのように受け止めたら良いか等について、意見聴取を行いました。

また、合わせて令和 8 年 4 月 1 日施行予定の「狛江市子どもの権利条例」との関連についても検討しました。

なお、改定に当たり、主に次の 3 点について、変更をしています。

第 1 に、これまでは項目「第 1 基本的事項」としていたところを、「第 1 基本的な考え方」に改め、いじめ防止等の対策に係る基本理念としました。「いじめ防止対策推進法」の理念を再度確認し、いじめは全ての児童・生徒に大きな影響を及ぼすこと及び関係機関と連携して、いじめ問題の対策に当たることを明記しました。また、いじめはどこの学校でも起こり得るとの認識から、「いじめを許さない」から「人を傷付けない」というより大局的な見方に変更しました。

第 2 に、いじめの未然防止について、「生徒指導提要」及び「東京都いじめ総合対策【第 3 次】」において「発達支持的生徒指導」が重視されたことを受け、本基本方針においても、「何か起きてから動く」のではなく、小さな違和感を大切にしていくとともに、日頃から児童・生徒と教員、及び児童・生徒同士の信頼関係を積み上げ、豊かな人間関係を構築できるように指導の充実を図っていくことを記載しました。また、児童・生徒の援助希求行動等の受け止め方についても研修をとって充実を図っていくことを記載しました。

第 3 に、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応の充実について、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」での記載内容を踏まえ、学校いじめ対策委員会を中核に据え、いじめの防止及び早期発見・早期対応を実効的・組織的にやっていくことを明記しました。また、いじめ問題の対応経

過についてもいわゆる 5W1H を明確にして記録し適切に管理することについて記載しました。

市長 それでは、本件について、協議・意見交換を行います。狛江市では、本年 4 月 1 日より、「狛江市子どもの権利条例」が施行されます。その中でも、いじめ問題に関する取組が規定されており、いじめの防止をより強固にすることが期待されます。施行後には、また様々な問題や御意見もあると思いますので、引き続き御意見等いただき、より良いものとし、子どもたちが過ごしやすい社会を狛江の中でも作っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

 それでは、御意見等がなければ、「狛江市いじめ防止基本方針（案）について」は、教育委員会の提案のとおり改定することを承認します。

 次に、協議・調整事項（２）「学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性（案）について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 本件は、令和 6 年度から実施している学校プール民間施設等活用試行実施事業を検証するとともに、予定しているスポーツ施設の整備を踏まえ、学校における水泳指導等のあり方について今後の方向性（案）の承認を求めるものとなります。

 まず、「3 学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果」について、説明します。試行実施状況として、令和 6 年度は狛江第一小学校の 5・6 年生及び和泉小学校の全学年、令和 7 年度は市立小学校全 6 校の 5・6 年生を対象とし、1 学年当たり 5 回の水泳指導とバスによる送迎を川崎市多摩区の民間事業者に委託して実施しました。

 検証の方法としては、実施校に対するアンケート調査等を行いました。実施の効果については、①熱中症や紫外線による健康リスク対策②指導上の利点と課題③コストの低減④総括の項目があり、④総括では、試行実施により、健康リスクが軽減されること、専門性の高い指導に加え、安全性もより高く担保できること、教職員の負担が軽減されていることなど、一定の効果が確認できたことを示しています。一方、単純に 3 年間の経費支出だけを見れば、10 校全てで屋外プールを維持管理するための年間の平均費用に比べ、民間委託の費用の方が上回っている状況となっています。

 しかしながら、健康上のリスクも看過できないことから、屋外型の学校プールを引き続き維持・整備することは難しいため、今後は廃止も視野に入れて検討する必要があることとしています。また、屋内型のプールを学校ごとに再整備することも財政負担を考えれば現実的とは言えないため、民間施設の活用だけでなく、他の公共施設を複数校で利用する方法を検討する必要があるとしています。

 「4 （仮称）西和泉スポーツ施設の概要」では、市長部局による旧狛江第四小学校跡地整備基本計画等に基づき、令和 13 年度には旧狛江第四小学校

の跡地に施設を整備する予定であること、施設内の室内温水プールを小中学校の水泳授業で利用することを想定して計画を進めている現状を記載しています。

最後に「５ 今後の方向性について」は、狛江市の特性を前提として、試行実施の検証結果や予定している施設整備を踏まえ、教育委員会では、現状の課題に対する対策を行いつつ、学習指導要領に則り、小中学校における水泳指導等を今後も継続することを基本とした上で、今後の方向性について、次のとおり４点に整理しました。

① （仮称）西和泉スポーツ施設が整備されるまでの間は、「学校プール民間施設等活用事業」として、現在の取組を継続すること

② 将来的には、小中学校の水泳指導等については、（仮称）西和泉スポーツ施設の室内温水プールの共同利用を実施すること

③ 指導体制については、外部指導者等による指導の専門性の高さと、教職員による日常の連続性のある指導のそれぞれ教育的効果や、教職員の負担軽減のバランスを鑑みながら、学習指導要領に定められた水泳指導の目標に応じて、より効果的な体制を今後も引き続き検討すること

④ 小中学校に設置されている屋外プールの取扱いについては、他の代替機会が確保される場合においては、学校の大規模改修や改築等の施設整備に合わせて、市長部局と連携しながら、廃止も視野に入れて慎重に検討すること

以上、こちらの方向性については、第４期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プランに明記するなど、関連する計画や文書にも必要に応じて反映させ、計画的に検討を進めることとしています。

なお、今後の方向性は、公共施設のあり方にも関連し、市長部局との調整が必要とされる事項ですので、総合教育会議において協議し、承認を求めるものです。

市 長 それでは、本件について、協議・意見交換を行います。

小川委員 今回、学校プールの試行実施の結果と今後の方向性が明確に提示されました。多摩川に面している狛江市においては、水泳指導はとても重要な学習内容であると思います。これまでも先生方には努力して高度な指導をしていただいていると思いますが、学習指導要領では、中学校で背泳ぎ、バタフライ、複数の泳法又はリレーが示されていることを踏まえると、専門の指導者に屋内プールで年間をとおして指導していただくことで、狛江の子どもたちの水泳指導はより良い方向に向かうと思います。この方向性で、小中学校全ての子どもたちに水泳指導を行っていただくことを期待しています。

市 長 学校でのプール指導について、全国の教育委員会の中では、廃止する意見も出ています。多摩川に面する狛江市は、恵まれた自然環境を有しており、

子どもたちが水に親しむことのできる環境が整っています。しかし一方で、海で子どもが溺れる事故の話も聞きます。これは学校でのプール指導ができていないことが原因ではないかという説もあります。家族や友達と海に行くときに水に親しみ、泳げるようになり、危険を理解していれば、そのような事故は回避できると思います。これからは皆様より御意見をいただきながら、より良い方向性で学校水泳指導の計画を進めていきたいと思っています。

齊藤委員 学校の先生方は教えることがたくさんあり、小学校での水泳指導は、目的を達成できるレベルまでに至っていないのではないかと疑問を抱いていました。今回こういう形で、水泳指導に特化した専門家による指導を受けられることは、子どもたちにとって大変有益だと思います。また、周知のとおり温暖化が進み、夏の屋外プールは非常に過酷な環境になっています。(仮称)西和泉スポーツ施設が整備されるまで、スイミングスクールで暫定的な指導を受けることは、現実的に理にかなっていると思いますので、是非進めていただき、また成果等を聞かせてください。

市長 メリットが大きい案だと期待しています。今後、様々な面で課題も出てくると思いますが、課題を解決しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、「学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性(案)について」、教育委員会の提案のとおり承認します。

次に、報告事項(1)「令和8年度当初予算案(教育関連)について」、事務局から説明をお願いします。

企画財政部長 令和8年度の一般会計については、予算額392億600万円で前年度比28億6,400万円、7.9%の増となり、過去最大の予算規模となっています。

増額の主な要因としては、新図書館の新築事業や市民総合体育館大規模改修事業、文化財等保管施設の新築工事などの普通建設事業費の増、そして市立外保育園児童運営費負担金や障がいサービス費、障がい児支援事業などの扶助費の増などによるものです。

特別会計は、全体では予算額約181億9,600万円で前年度比約5億7,000万円、3.2%の増となっています。

資料2ページの10款「教育費」の予算額は69億6,283万円で、前年度比14億3,453万円の増額です。増額の主な要因は、新図書館の新築事業や市民総合体育館大規模改修事業、文化財等保管施設の新築工事などの普通建設事業費の増などによるものです。

資料3ページ「市債の借入予定額及び充当事業」の教育関連の工事等について、繰越事業とありますが、国庫補助金を活用するため、令和7年度の補正予算に計上し、実際の工事は令和8年度に実施するものとして、第三中学校大規模改修工事があります。

令和8年度予算では、ネットワークアセスメントの結果を踏まえて、小中学校ネットワーク環境改善事業、そして新図書館新築工事、市民総合体育館改修工事です。また、「基金の状況」の中段にある公共施設整備基金を活用し、文化財等保管施設新築工事もあります。

資料4 ページ「令和8年度教育関連予算概要」について、市民総合体育館大規模改修により市民プールが利用できないため、第二中学校のプール開放日を拡充します。

白井塚古墳公園は令和8年度から9年度にかけて整備します。

教職員の負担軽減に向け、採点支援ツールの導入や、部活動指導員の拡充を図ります。

物価高対策として夏季施設等事業補助金を拡充します。学校開放では、新施設予約システムによるキャッシュレス決済の導入、体育館の鍵にスマートロックを導入します。

また、子育て関連としては、4月から施行する「粕江市子どもの権利条例」の周知啓発、新たに病児保育室を併設した認可保育園の施設整備への補助、学童保育所の待機児対策として、定員数弾力化や放課後クラブを公設民営の小学生クラブとするものなどがあります。

市 長 それでは、本件について、御質問、御意見等ありますでしょうか。これから議会で議論いただくこととなりますので、特になければ「皆様に報告しました」ということでよろしいですか。

教育長 数字から分かるように、教育費の予算をかなり増額をしていただいています。施設設計や工事費用が多くを占めていることは事実ですが、内容についてもかなり充実させる方向性を示していただいています。教育関係者はこの意味をしっかりと捉え、予算に見合った教育活動を展開し、更に充実させていきたいと考えています。

市 長 予算が成立したら、皆様の御協力をよろしくお願いします。それでは、本件については、教育委員会と連携し、令和8年度の施策推進を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします

次に、報告事項（2）「粕江市子どもの権利条例の制定について」、事務局から説明をお願いします。

子ども家庭部長 本条例は、ちょうど2年前の令和6年2月に市長から粕江市子ども・若者・子育て会議に諮問し、その後、素案の答申までに18回の会議を開催しました。その間にWEB アンケートにより幅広い年代の方から多くの意見をいただき、市民まつりでのシール投票、子どもの居場所に伺って直接意見を聞くアウトリーチヒアリングやワークショップなどでの意見も踏まえて、検討を重ね、令和7年8月に条例の素案を市長に答申いただきました。

その後、市において条例案として整理し、市民説明会とフォーラムの開催、パブリックコメントで意見を伺い、条例案を確定した上で、昨年12月に開催された狛江市議会第4回定例会に提案、議決をいただき、本年4月1日から施行します。

なお、現在、本条例の周知啓発用リーフレット作成に向けて、子どもたちが参加するワークショップにおいて検討をしているところで、3月に完成する予定です。

本条例は、前文及び本則6章22条で構成しており、対象となる子どもたちが理解できるように、平易な表現を心がけ、分かりやすい内容となるよう作成しています。

前文については、昨年6月に開催した条例検討ワークショップにおいて子どもたちと一から考え、子どもたちの声や表現をできるだけ採用して作成したものです。

子どもからのメッセージとして、「自分のやりたいことに挑戦したり、できるようになるまでゆっくり見守って欲しいこと」、「他の子と比べることなく、一人ひとりの子どもである『私』を見て尊重して欲しいこと」などを記載しています。

市・大人からのメッセージとしては、基本的人権は全ての人が生まれながらに持っている権利であることや、子どもの権利条約の考え方として、それまでの「子どもは大人の保護の客体である」という子ども観だけではなく、「子どもは大人と同じように権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させていること。子どもの意見を受け止め、対話することにより、子どもにとって最も良いこととは何かを考えていくこと。などをとおして、子どもと大人が互いに尊重し、ともに生きていくことができるまちを目指すこと。」などを記載しています。

第1章では、条例の目的及び用語の定義を定めています。

第2条の「定義」では、子ども、大人、団体、市などについて定義をしています。

「子ども」については、原則として市内に在住・在学・在勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者としています。これらの者と同等の権利を認めることが適当であると認められる者も含めるものとしています。

第2章（第3条～第7条）では、子どもの権利について定め、子どもの権利条約で定める4つの一般原則をもとに、市が特に重視する4つの権利として第4条「生きる権利及び成長・発達する権利」、第5条「ありのままでいられる権利」、第6条「自分で自分のことを決める権利」、第7条「意見表明及び参加・参画する権利」を定めています。

第3章（第8条～第12条）では、子どもの権利を保障するための地域づくりに関して、大人、保護者、施設関係者、団体、市の役割を定めています。

第8条「大人の役割」では、大人は、子どもが大人と同じように権利の主体であることを認識し、ともに、ありのままで安心して暮らすことができる

まちづくりに取り組むよう努めることなどを規定しています。

第9条「保護者の役割」では、保護者は子どもの最善の利益とは何かを第一に考えて、子どもの意見、気持ち、考えを聴き、子どもと対話しながら、養育し、成長・発達を支えるという役割を規定するとともに、地域の中で支えられ、必要な支援を受けることができることも規定しています。

第4章（第13条～第19条）では、本条例における基本的施策として、第13条「虐待の防止」、第14条「いじめの防止」、第15条「子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり」、第16条「子どもの居場所づくり」を定めています。

第17条「意見表明及び参加・参画の促進」については、子どもが安心して意見表明し、参加・参画することができる機会の提供に加え、子どもの意見、気持ちを聴いた上で、検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくように努めることも規定しています。

第18条「相談体制」では、子どもが権利侵害やその他の不利益を受けた場合に加え、安心して日常的に相談等ができる窓口体制を整備することを規定しています。

第19条「子育て家庭等への支援」では、全ての人が子育てを自分事として捉え、地域社会が子育て家庭を温かく見守り、それぞれの立場で子どもの成長を支えていく意識の醸成に取り組むことや市が必要に応じて、経済的及び社会的支援を行っていくなどの子育て家庭等への支援について定めています。

第5章（第20条・第21条）では、条例の普及・啓発や推進体制などについて市が取り組むことについて定めています。

なお、付則において、条例の施行後3年を目途に運用の実績等を勘案し、見直しを行い、結果に基づいて必要な措置を講じることとしています。

ただし、子どもが権利の救済を求めることができる体制の整備については、時期によらず本条例の運用の実績、子どもの権利の状況及び社会情勢等を勘案し、検討することを規定しています。

市 長 それでは、本件について、御質問、御意見等ありますでしょうか。

条例の施行に当たり、一緒に行動し、協力してくださる教育委員会や、保護者、地域の方々が大きな力になると思います。地域の方々の中には、子どもたちと近い年齢の大学生や20代の方々がフォローしていくことも大切です。市長部局と教育委員会がそのような機会を一緒に作っていければ、子どもたちにとってより良い環境の粕江市になるのではないかと思いますので、御協力をよろしくお願いします。

森委員 「粕江市子どもの権利条例ができるまで」の資料を拝見すると、アンケートやワークショップで市民から意見を聴取し、様々な会議で議論が行われていました。丁寧なプロセスを重ねながら、この条例内容が検討されてきたことが分かりました。こうした条例の作り方そのものが、まさに子どもの権利条

例の理念を体現しているのではないかと思います。一方的に大人が決めるのではなく、当事者である子どもたちの声を中心に置く姿勢には大きな意義があると感じました。

子どもたちからのメッセージを見ると、安心して過ごせる居場所の必要性や、自分の気持ちを伝えたいという願い、困ったときに頼れる大人の存在など、子どもたちの素直な思いが見えてきたように思います。これは教育現場にとって非常に重要なメッセージであり、単なる理念にとどまらず、学校と地域での具体的な支援につながることを期待したいと思います。

市 長 条例を作るに当たって、代表として子ども家庭部長から一言いただければと思います。

子ども家庭部長 子どもたちに意見を聞くには、まずその子どもたちに権利があることを伝え、その土壌を作った上で聞かなければ意味がないという意見がありました。そのため、検討期間を2年間に延ばし、様々な形で子どもたちの意見と大人の意見をいただくこといろいろな人の思いが詰まった条例になったと思います。理念的な形だけの条例にせず、実効性のあるものにしていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いします。

小川委員 世界を取り巻く状況は刻々と変化していて、多様な価値観の中で日常的に人権について意識する機会が増えてきているように感じます。一般的には何か脅かされたときに初めて人権を意識するくらいで、平和な日常の中ではほとんど意識しないと思います。これから何が起こるか分からないような世界情勢の中で生き抜く子どもたちの意識が、教育を通じてこの条例に触れることで変われば、子どもたちを取り巻く大人の意識も変わっていき、この条例が波及し、粕江市民全体で人権について意識するような環境を作りだせることができれば良いと感じました。

条例の最後に、「施行後3年を目途に、この条例の運用の実績、子どもの権利の状況及び社会情勢等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとします」と記載されています。状況に応じて見直しを行い、粕江市民の皆さんに浸透していく条例づくりを期待しています。

市 長 それでは、ただいまいいただいた意見を参考にし、教育委員会と連携し、条例の周知啓発や条例に基づく取組を進めてまいりたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いします。

次に、報告事項（３）「粕江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策監 本件は、粕江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗について報告す

るものです。

狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会は資料の表のとおり、昨年中に2回開催を行う他、準備会を1回、合同で行った有識者ヒアリングを2回、近隣自治体の視察やヒアリングを4自治体に行いました。

これらを実施する中で、大きく3つの視点で知見を得ることができました。具体的には、「1. 狛江市立小・中学校のこれまでや現状と今後の推計について」「2. 他自治体から得られた知見について」「3. 外部有識者から得られた知見について」の3点です。

まず、「1. 狛江市立小・中学校のこれまでや現状と今後の推計について」では、狛江市立小・中学校の現在や過去の状況等について、定性的な情報だけではなく、定量的な情報としても把握すべく、教育関係データを提示しました。

児童・生徒の学力等、従来から評価されてきたものだけでなく、児童・生徒の学校や学級に対する受け止めや認識を読み取りうる情報も提供することで、現在の定量的な状況を可能な限り多面的に把握することができました。

また、学校別の人口の将来推計や過去の推移に関するデータについても提供を行い、現在の学校・学級の数が、適正かどうかについて検討する基盤となる情報を把握することができました。

続いて、「2. 他自治体から得られた知見について」では、施設整備や適正配置に関するハード的な側面と、教育内容・支援内容に関するソフト的な側面の両面から知見が得られました。

今後、適正規模・適正配置について議論を行う上では、ソフト的な側面だけでなく、施設整備を伴うハード的な側面についても検討を行う必要があり、整備時に複合化や小中一貫の教育を推進すること等を検討するだけでなく、工事期間中の学習環境の確保等も検討を行う必要があることが確認できました。

最後に、「3. 外部有識者から得られた知見について」では、主に子どもの世界が変化していることに関する指摘と、子どもを取り巻く環境が変化していることに関する指摘がありました。

具体的には、子どもの世界の変化として、子ども自身の抱える生きづらさや、低い自尊感情に関する指摘があり、子どもが当たり前に「毎日学校に行きたい」と思う訳ではないことなど、学校への捉えに関する指摘がありました。続いて、子どもを取り巻く環境の変化について、学力や主体性の高低について個人の努力のみで回収されがちな自己責任化の様相など、現在の様々な教育観を問い直す必要があることが指摘されました。

また、学校や授業づくりへ子どもが関わることの必要性や、教師の状況と子どもの状況は連動しており、教師のウェルビーイングを確保することが重要であることが指摘されました。

この子どもの世界が変化していることと子どもを取り巻く環境とを照らしてみれば、子どもの抱える厳しい状況が大人からは見えにくくなっている可

能性や、学校も含め安心して過ごせる場が十分でない可能性についても示唆が得られました。

これらの指摘を踏まえれば、現在の教育内容・教育環境をそのまま踏襲する形では、子どもの世界の変化に対応しきれない可能性があることがうかがえます。

今年度は、これらの狛江の実情を内省する視点、他自治体から見た視点、外部有識者から見た視点の3点から得られた知見をもとに、今年度コミュニティ・スクールで協議した結果を、第3回狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会で共有し、来年度は教育内容だけでなく、ハード面も含めた教育環境について論点整理の策定を進める予定です。

今後の見通しについて、令和9年度から令和10年度までは、教育委員会の附属機関として、基本的な整備方針を策定する審議会を設置し、市の公共施設整備計画の改訂時期に間に合うよう、準備をする予定です。また、令和11年度から令和12年度までは基本的な整備方針に基づく具体的な整備計画を策定する予定をしています。今後も他の公共施設の整備予定状況も確認しながら検討を進めてまいります。

市 長 それでは、本件について、御意見等ありますでしょうか。

齊藤委員 バブル時代には、第1期私立中学校進学ブームがありました。コロナ禍を経て、再び昨年から今年にかけて私立中学校受験の人数が非常に増加しました。公立中学校の存在意義を改めて検証しなければならない状況です。その中で、「魅力ある学校づくり」というキーワードを用いて、これからの狛江の教育を考え、論点を整理していくことは非常に重要だと思います。

かつて公立学校に勤めていた者として、公立学校が存在してこそ私立学校が成り立つという見方をしていました。しかし、私立高等学校の授業料無償化が進む中で、小学校の保護者は可能性がある限り、私立受験を考えているのではないのでしょうか。一説によると、小学校低学年の頃から保護者の間では「あなたのお子様は小学校を卒業した後、どこの私立中学校を受験しますか」といった会話が交わされ、受験の準備もその頃から始まっているようです。

このような状況の中で、狛江の市立小・中学校は、公立学校の魅力を強くアピールし、保護者に納得してもらい、満足を得られる教育サービスを提供する必要があると考えます。そのためには、今後審議会を設置し、実りある論点整理を進めていただくことを期待しています。

市 長 社会情勢や子どもたちを取り巻く環境、そして家庭状況などが急速に変化しており、それを見据えた上で今後どうするかについて議論を進めていただいていますので、今後につながる実りある議論を期待しています。

小川委員 今回いろいろなデータを通じて現状を定性的・定量的に分析して共有できたことは大きな一歩だと思います。様々な知見をまとめて、狛江市全体の方角性を左右する重要な案件になってくると思いますので、学校関係者だけではなく市民を巻き込んだ協議を進め始める方法も考えていただければと思います。

市 長 それでは、ただいいただいた意見を参考にしながら、これからも議論を続けていただきたいと思います。

次に、報告事項（４）「学校におけるネットワークアセスメントの実施等について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策監 本件は、狛江市立小・中学校 10 校全校において令和 7 年度中にネットワークアセスメントを行うこと、目的、背景、またアセスメント結果の活用について報告するものです。

まず、ネットワークアセスメントの目的です。1 人 1 台端末環境を整備している市内小・中学校において、今後、GIGA スクール構想の一層の推進に伴い、デジタル教材の更なる利活用や学習系と校務系の連携によるネットワーク拡充が見込まれることを見据え、通信環境の向上に向け、課題を特定するためにネットワークアセスメントを行うこととしました。なお、本アセスメントは令和 7 年 10 月に改定した「狛江市ネットワーク整備計画」に基づいて行うもので、令和 7 年 10 月には「狛江市ネットワーク整備計画」の改定に加え、「狛江市校務 DX 計画」「狛江市 1 人 1 台端末の利活用に係る計画」「狛江市端末整備・更新計画」を改定しています。

アセスメントは狛江市立小・中学校 10 校全校を対象として実施し、この調査結果も踏まえ、令和 8 年度に中長期的に安定的な通信環境を構築するために必要となる改善措置を講じることを予定しています。令和 9 年度以降も、東京都から令和 10 年度を目途に学習系と校務系の連携及びゼロトラストセキュリティ環境の構築を前提とした統合型校務支援システムの都内共通化、共同調達の方針が示されたことを踏まえ、これに対応できる環境を整備していくことを予定しています。

令和 8 年度の改善措置は、必要に応じて工事を伴う等、相当程度の財源を要するものとなること、また令和 10 年度の統合型校務支援システム等の共同調達についても、財源を必要とするものとなるため、今後市長部局と緊密に連携し、より良い ICT 環境を整備してまいりたいと考えています。

市 長 それでは、本件について、御意見等ありますでしょうか。本件は、令和 8 年度も含め、今後に向けて相当な財源措置が必要となるため、市長部局と綿密な調整をして、対応していただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、報告事項（５）「狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康

確保措置実施計画について」、事務局から説明をお願いします。

指導室長 本件は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」いわゆる給特法の改正に伴い、本教育委員会として同法第8条第1項において新たに規定された「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定しましたので、給特法第8条第4項において、総合教育会議にて実施状況等について報告義務が規定されていることや、財政措置等にも関わる事項であることから、総合教育会議へ報告させていただくものです。

まず、これまでの「学校の働き方改革プラン」を踏まえ、国が示している「業務量管理・健康確保措置実施計画」及び、「東京都の「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を参酌し、本市の現状を反映しています。

本市の「学校働き方改革プラン」の目標である、「令和8年度までに、1カ月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロにする」を、国の指針に合わせ表記を「1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする」と改め、また、1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすることや、ライフ・ワーク・バランスや働きがい等に関する目標も示しています。計画の期間としては、国が示している令和8年度から令和11年度までとしています。

実施する業務量管理・健康確保措置の内容については、文部科学省が提示している「学校と教師の業務の3分類」をもとに、これまでの本市の「学校働き方改革プラン」を整理して取組内容を示しています。

市長 それでは、本件について、御意見等ありますでしょうか。国が定めた年度までに行うという目標に向けて、改正等をしっかり対応していただければと思います。

次に、報告事項（6）「狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

社会教育課長 本件は、令和7年7月23日付で狛江市スポーツ推進審議会に諮問をし、狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて令和7年11月7日付で答申されました。

具体的には、現在の狛江市スポーツ推進計画について、計画期間が令和3年度から令和7年度までとなっており、令和7年度中の改定が必要でしたが、令和7年3月に策定された旧狛江第四小学校跡地整備基本計画に基づき、（仮称）西和泉スポーツ施設の利用方針等と合わせ実態に即した計画策定が望ましいこと、改正スポーツ基本法、国の第3期スポーツ基本計画及び東京都スポーツ推進総合計画を参酌し、動向に注視をしながら、現計画の運用及び各種調査研究を進める必要があるものの、喫緊に目標値を変更することは不要であること等を踏まえ、現在の狛江市スポーツ推進計画を令和12年度まで計

画期間の延伸をすることが妥当である、との答申を受けたものです。

なお、(仮称)西和泉スポーツ施設の基本設計・実施設計等の進捗状況や本市におけるスポーツを取り巻く環境の変化に応じて、狛江市スポーツ推進計画の計画期間の再度の見直しが必要になった場合は、改めて審議をすることとの意見もいただいています。

なお、先ほど開催した教育委員会定例会において、本答申を踏まえ、令和12年度まで計画期間を延伸することが承認されました。

本件については、旧狛江第四小学校跡地整備や市長部局への事務移管にも関係する案件であることから、総合教育会議へ報告させていただくものです。

市長 それでは、本件について、御意見等ありますでしょうか。先ほど開催された教育委員会定例会において、本答申を踏まえ、令和12年度まで計画期間を延伸することが承認されているということです。令和8年度からは、スポーツ分野に関する所掌を市長部局へ移管しますので、新たに創設される「地域文化スポーツ部」へ引き継いでまいります。よろしくお願いします。

次に、報告事項(7)「こまえみらいテラスの開館後の状況について」、事務局から報告をお願いします。

公民館長 こまえみらいテラスは、令和7年11月1日の開館以降、多くの市民の皆様にご利用いただいております。「外観も内装もとても新しくきれいになった」「まるでホテルのように明るくて気持ちがいい空間」といった肯定的な声を多くいただいています。以前よりも中高生をはじめとした子どもたちの利用が増えており、スタディコーナーやフリースペース、ティーンズルーム等で勉強したり、仲間と集まったりしている姿を多く見かけます。

11月のリニューアルオープン月間は、利用団体によるロビーコンサート、クイズノックの須貝駿貴さんの講演会、動物画家・絵本作家の藪内正幸さんの講演会等、土日を中心として様々なイベントを行い、多くの方でにぎわいました。

また、「こまえみライブラリー」を中心に子育て世代の来館も増えており、図書館の新規個人貸出登録も増加しています。天気の良い日には、家族や友人同士でウッドテラスでランチを楽しむ姿や、フリースペースで談笑したり本を読んだりする多くの来館者が見られます。

新たに設置したスタディコーナーは、11月から1月までの合計で延べ5,127人の利用がありました。利用率は平均すると約30%となっていますが、利用の多い時間帯や土日にはほぼ満席となっている時間もあります。朝や昼の時間帯は大人に、学校が終わった後の休日には子どもたちに多く利用されています。

同じくティーンズルームは、11月から1月までに延べ2,045人、1日平均26.9人の中高生に御利用いただいています。卓球をする、絵を描く、動画を見る、友達と話をする、学校の課題やテスト勉強をするなど様々な用途で利

用されており、スタディコーナーやフリースペースでの勉強の合間に息抜きで利用している中高生も見られています。また、ティーンズルームの運用を考えるサクセンカイギも開館後3回開催しており、中高生自身の声から生まれた音楽イベントについても、1月24日に「たかちゃんえきまえひろば」において実施することができました。

引き続き、こまえみらいテラスが地域に愛され、幅広い世代の市民の皆様にご利用いただける施設となることを目指し、取組を進めてまいります。

市 長 それでは、本件について、御感想等ありますでしょうか。

森委員 こまえみらいテラスに関して、個人的にスタディコーナーや講座室、キッチンスタジオを利用させていただきました。特にスタディコーナーをよく利用しています。本当に静かで集中しやすい環境であり、子どもたちにとっては家や学校とは異なる第3の学び場があることが、非常に有効な学習ができると感じています。テスト前は特に自主的に学習している中高生が多く、学校や年齢を超えて学べる環境があることは、とても価値があると感じます。

一方で、時間によって入れ替えや区切りがあることについて、初めて来た方は分からず戸惑っている姿をたまに見かけます。そのため、利用ルールの周知や支援体制の工夫をとおして、更に多くの方が安心して利用できるようなこまえみらいテラスになって欲しいと期待しています。

市 長 運用面でその辺は適切に対応していただければと思います。

次に、報告事項（8）「国立科学博物館特別展 関連NHK文化講演会『「大絶滅展－生命史のビッグファイブ－」の見どころ～狛江で発見！世界最古のステラーダイカイギュウ～』の開催結果について」、事務局から報告をお願いします。

社会教育課長 令和7年11月1日から令和8年2月23日まで、国立科学博物館において「大絶滅展 生命史のビッグファイブ」と題する特別展が開催されています。本特別展においては、平成18年に、狛江の多摩川河床で発見された約130万年前のステラーダイカイギュウの全身骨格化石が初公開されていますが、この特別展に関連する講演会を、令和7年12月20日に開催しました。

講演会は、特別展の主催者であるNHKと市・市教育委員会の共催事業として実施したものです。こまえみらいテラスホールを会場として、定員を110人として募集しましたが、460人を超える応募があったため、急遽、定員を増やし、更に2階講座室をサテライト会場として、計193人の方々に御参加いただきました。

講演会では、狛江がステラーダイカイギュウの化石の発見の地であることを踏まえ、発見者の1人でもある国立科学博物館の甲能直樹先生に、特別展の見どころに加え、ステラーダイカイギュウの化石発見の経緯、生命史上の

位置付け、意義、希少性等について講演いただきました。

なお、特別展における企画のひとつとして、ステラーダイカイギュウの愛称募集が行われました。展示主催者が特別展の SNS を通じて、1月4日まで募集したもので、1月20日には、狛江市の多摩川から発見されたことにちなみ、「狛江のステラーダイカイギュウ」から命名し、「コマギュウ」に決定したとの記事が掲載されていますので、合わせて報告します。

市 長 それでは、本件について、御感想等ありますでしょうか。

教育長 甲能博士のお話を伺う前と伺った後、2回ステラーダイカイギュウの化石が展示されている国立科学博物館に行ってきました。展示では、隕石や噴火の要因によって恐竜が絶滅したという文脈の中で、ステラーダイカイギュウは人の手によって最後に絶滅したという説明がありました。その中で、環境も含めて私たちにできることの流れが作られていました。狛江市でこの化石が発掘されたことにはとても意味があると思います。今後、狛江市だけではなく、広く発信できるように市長部局の皆様と協力をしながら進めていきたいと考えたところです。

市 長 私も1月に甲能先生の講演を聞いた後、展示会に行きました。大変混雑していました。最後の場面で、ステラーダイカイギュウの化石が展示されていました。そこで足を止めると、来場者が「東京の狛江市で発見されました」、「教育委員会が喜んでいるの shouldn't ね」と話したりして、興味を持ってくださいました。それだけ価値のある素晴らしいものが狛江市から発見されたと改めて感じました。教育長からお話がありましたが、狛江市でどういう形で世界最古のものとしてこのステラーダイカイギュウの化石をアピールし、狛江の魅力につなげていくかは、今後、皆様と議論をしながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

予定した議事はこれで終了です。他になければ、これで令和7年度第2回狛江市総合教育会議を閉会します。